

販売会社：SMB日興証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申し込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする 生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧説を行っています）

金融商品の名称・種類	基本・連生選択型終身 (米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（保障選択型）)
組成会社（引受保険会社）	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって米ドル建の死亡保障を確保できる終身保険です。 「基本型」と「連生保障型」から選択いただけます。 「連生保障型」の場合、被保険者お二人の死亡保障を準備することができます。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 告知なしでお申し込みいただけます。 積立金額は積立利率に応じて増加します。 <p>■ 基本型</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が亡くなられた場合に死亡保険金をお支払いします。 責任開始期以後に発生した不慮の事故等で亡くなられた場合は、死亡保険金に加えて災害死亡保険金をお支払いします。 <p>■ 連生保障型</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとつのご契約で、第一被保険者と第二被保険者の2名の被保険者を指定することができます。 ご契約時に第一被保険者、第二被保険者それぞれの連生死保険金割合を5～90%（1%単位）の範囲内で設定することができます。 ※連生死保険金割合は連生死保険金の支払事由が生じる前まであれば変更することができます。 第一被保険者または第二被保険者のうち、いずれか一方が先に死亡された場合に連生死保険金をお支払いします。 連生死保険金の支払後に生存している被保険者が死亡された場合に最終死亡保険金をお支払いします。 責任開始期以後に発生した不慮の事故等により死亡された場合は、連生死保険金、最終死亡保険金に加えて連生災害死亡保険金、最終災害死亡保険金をお支払いします。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は以下の意向があるお客さまを念頭に組成しています。 <ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたって米ドル建の死亡保障を確保したい。 被保険者お二人の死亡保障を準備したい（連生保障型の場合）。 また、為替変動リスク、金利変動リスクに伴う元本割れを許容できる方を想定しています。
パッケージ化の有無	ありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」についての同意確認日（意向確認書兼適合性確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	<p>■為替変動リスク この保険は米ドル建であり、保険金、年金、解約返戻金は、為替相場の変動による影響を受けます。 ・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。 ・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。</p> <p>■金利変動リスク 解約返戻金は、運用資産（債券等）の市場価格の変動による影響を受けます。 ・債券は金利が上昇すると価格が減少します。解約返戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。</p> <p>■解約時の元本割れリスク ・解約返戻金は米ドル建でも一時払保険料を下回ることがあります。</p>																									
〔参考〕 米ドルの騰落率	<p>【米ドル】 最大値 30.4% 最小値▲5.0% 平均値 4.3%</p> <p>※過去 5 年間（2018 年 3 月～2023 年 2 月）の各月末日における直近 1 年間</p>																									
〔参考〕 実質的な利回り	<p>【定義】 ・積立利率計算基準日（第 1 回）における積立金額（米ドル建）を一時払保険料（米ドル建）で除することで収益率を算出し、それを年複利計算により算出した利回りを実質的な利回りとします。「実質的な利回り＝積立利率」となります。</p> <p>【例：契約日が 2023 年 3 月 16 日から 2023 年 3 月 31 日の場合】</p> <table border="1" data-bbox="482 1118 1426 1374"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">基本型</th> <th colspan="2">連生保障型</th> </tr> <tr> <th>契約年齢*（満年齢）</th> <th>15～79 歳</th> <th>80～90 歳</th> <th>15～79 歳</th> <th>80～90 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立利率適用期間</td> <td>20 年</td> <td>15 年</td> <td>20 年</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>積立利率</td> <td>年 4.11%</td> <td>年 4.11%</td> <td>年 4.11%</td> <td>年 4.11%</td> </tr> <tr> <td>実質的な利回り（年複利）</td> <td>年 4.11%</td> <td>年 4.11%</td> <td>年 4.11%</td> <td>年 4.11%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 連生保障型の場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。 連生死保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。</p> <p>※上記利回りは、一定の条件に基づいた参考値のため、実際に適用される利回りは、個別の設計書をご確認ください。</p> <p>※本商品は、死亡保障を目的としており、収益獲得を目的とした商品および中途解約を前提とした商品ではありません。</p>		基本型		連生保障型		契約年齢*（満年齢）	15～79 歳	80～90 歳	15～79 歳	80～90 歳	積立利率適用期間	20 年	15 年	20 年	15 年	積立利率	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%	実質的な利回り（年複利）	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%
	基本型		連生保障型																							
契約年齢*（満年齢）	15～79 歳	80～90 歳	15～79 歳	80～90 歳																						
積立利率適用期間	20 年	15 年	20 年	15 年																						
積立利率	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%																						
実質的な利回り（年複利）	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%	年 4.11%																						
〔参考〕 解約返戻金推移（率）	個別の設計書をご確認ください。																									

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「為替リスクについて」「市場金利変動リスクについて」に記載しています。

- (質問例) ③ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ④ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑤ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑥ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑦ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用（販売手数料など）	<p>この保険には契約初期費用はありませんが、保険期間中、ご負担いただく費用があります。</p> <p>【積立利率を設定する際にかかる費用】</p> <p>■ 契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢^{*1}が91歳未満の場合</p> <table border="1"><thead><tr><th>保険関係費用</th><th>費用</th><th>ご負担いただく時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用^{*2}</td><td>1.3%</td><td>積立利率を設定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に、最大1.5%を増減させた範囲内でブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が定めた利率から差し引きます。</td></tr></tbody></table> <p>※ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が定めた利率から保険関係費用を差し引いたものが積立利率となります。ただし、積立利率は米国債の利回りの平均値に2.0%を加え、災害死亡保障费率、新契約费率、維持费率を差し引いた利率が上限となります。 また、積立利率の下限は0.01%となります。</p> <p>■ 積立利率計算基準日における被保険者の年齢^{*1}が91歳以上の場合は 積立利率に会社所定の利率を適用するため、積立利率の設定のたびに費用が変わる可能性があります。したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。</p> <p>* 1 連生保障型の場合、第一被保険者または第二被保険者のいずれか高い年齢となります。 連生死保険金の支払事由が生じた後は、生存されている被保険者の年齢となります。</p> <p>* 2 災害死亡保障に備えるための災害死亡保障费率、保険契約の締結および維持に必要な費用として新契約费率および維持费率をえたものとなります。</p>				保険関係費用	費用	ご負担いただく時期	災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用 ^{*2}	1.3%	積立利率を設定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に、最大1.5%を増減させた範囲内でブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が定めた利率から差し引きます。
保険関係費用	費用	ご負担いただく時期								
災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用 ^{*2}	1.3%	積立利率を設定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に、最大1.5%を増減させた範囲内でブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が定めた利率から差し引きます。								
継続的に支払う費用（信託報酬など）	ありません。									
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	ありません。									

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約にかかる費用について」に記載しています。

（質問例）⑧ 私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・解約はいつでも可能です。
- ・解約する場合、解約控除（経過年数に応じて、積立金額に対し7.0%～0.7%）や、市場金利の変動の影響により、解約返戻金は米ドル建でも一時払保険料を下回ることがあります。
- ・また、解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約の解約と解約返戻金」に記載しています。

（質問例）⑨ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、この商品の組成会社であるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、以下の手数料をいただきます。

契約時手数料：一時払保険料に対して、3.00%または2.00%

継続手数料：一時払保険料に対して、年率0.28%または0.10%（最長9年間）

当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「④利益相反の適切な管理」をご参照ください。

(URL) <https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html>



（質問例）⑩あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私は薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

- ・一時払保険料：一般的な生命保険料控除の対象となります。
- ・解約返戻金：解約返戻金額と一時払保険料等の差額が、所得税（一時所得）+住民税の対象となります。
- 基本型
 - ・死亡保険金：契約者、被保険者、死亡保険金受取人の関係により、相続税、または贈与税、または所得税（一時所得）+住民税の対象となります。

- 連生保障型
 - ・連生死保険金：契約者、第一被保険者・第二被保険者、連生死保険金受取人の関係により、相続税、または贈与税、または所得税（一時所得）+住民税の対象となります。
 - ・最終死亡保険金：相続税の対象となります。

※契約者の死亡により後継契約者が保険契約の権利を承継されたときは、解約返戻金相当額に対して、相続税が課税されます。

※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※上記内容は2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「税務のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」

(URL) <https://www.pgf-life.co.jp/st/products/jswl/smbc/pdf/3.pdf>

※販売中商品の最新版を掲載しています。



契約締結にあたっての注意事項等や金融商品の内容等をまとめた「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」を交付いたします。